

2024年9月1日

医療法人博腎会 博腎会病院

患者様・ご家族様へ

一般名処方について

厚生労働省の後発医薬品使用促進の方針に従って、当院でも一般名での院外処方せん交付に取り組んでいます。

一般名処方とは医師が薬の商品名を指定せず、一般的な有効成分で処方することを指します。これにより先発医薬品・後発医薬品の区別なく有効成分が同一であれば患者様に院外調剤薬局にて自由に選択いただけます。

一般名処方せんを交付する際にはその主旨についてご説明させていただきます。

また現在全国的に感染症の蔓延や医薬品メーカーの不備等により医薬品供給が低下しております。安定供給されない薬剤がある場合は主治医が同種同効薬であるかを慎重に検討したうえで、処方内容を変更させていただく可能性がございます。

処方内容に変更が生じる場合にはご説明させていただきます。

一般名処方について、ご理解ご協力をお願いいたします。

以上